NPO法人設立の方法①

-NPO法人の基礎知識②-



1. NPO法人を作るメリット

①法人格を得ることが出来る:

- ●法人格を取得することで⇒法人として契約することが出来る
- ●NPO法人代表者が変わっても⇒所有権の移転等が不要となる



②NPO法人名藝で銀行口座を作ることが出来る:

- ●法人格の無い団体でも「法人名+肩書+代表者名義」で口座を作ることが出来るが…
- ●その場合、「団体と個人の資産の区分」が不明瞭となる

③社会的信頼が得られる:

- ●NPO法人の一定情報⇒https://www.npo-homepage.go.jp/(都道府県や内閣府ポータルサイト上で公開)
- ●但し、社会的信頼を得られるかどうかは、「各法人の活動内容」によることは認識するべきことである

④税制上のメリットがある:

- ●NPO法人は「法人税法上の収益事業(別表34業種)」を実施すれば、当該収益事業には課税となる
- ●但し、実際には「事業規模・継続性などの点」で課税対象かどうかの判断が為される
- ●税法上の収益事業を実施していない場合⇒「法人住民税の均等割」は申請にて免除を受けることが出来る

1-4. 収益事業の種類(法人税法施行令の34業種)

No.	業種	No.	業種
1	物品販売業	18	代理業
2	不動産販売業	19	仲立業
3	金銭貸付業	20	問屋業
4	物品貸付業	21	鉱業
5	不動産貸付業	22	土石採取業
6	製造業	23	浴場業
7	通信業	24	理容業
8	運送業	25	美容業
9	倉庫業	26	興行業
10	請負業	27	遊技所業
11	印刷業	28	遊覧所業
12	出版業	29	医療保険業
13	写真業	30	洋裁/和裁/着物着付/編物/手芸/料理/理容/美容/茶道/生花/演劇/演芸/舞踏 等の入学者選抜・学校補習授業の教授・公開模擬学習試験を行う事業
14	席貸業	31	駐車場業
15	旅館業	32	信用保証業
16	料理店業その他飲食業	33	その有する工業所有権その他の技術に関する権利又は著作権の譲渡又は提供 を行う事業
17	周旋業	34	労働者派遣業

2-1. NPO法人を作るデメリット

①事業報告を提出しなければならない(年に1回):

- ●NPO法人は都道府県庁への「事業報告」を毎年行わなければならない
- ●最近の都道府県庁は、運営に対しても厳しい対応をするようになっている

②NPOの認証取消原因となることもある:

- ●東京都の場合:「3年以上の事業報告未提出」が最大の取消原因
- ●但し、事業報告は実際にはそれほど大きな負担となるような書類ではない

③変更があった場合の手続きが面倒:

- ●変更時⇒登記変更だけでなく、「都道府県庁への届出」が必要となる
- ●定款変更時⇒設立と同様に「事業計画書」「予算関係書類」を作成が必要
- ●縦覧期間・審査期間を経て認証を受ける⇒時間がかかる(除:軽微な変更は届出のみ)



2-2. NPO法人を作るデメリット

④会計書類-認定NPO法人を目指すなら最初からレベルの高い書類を作成:

- ●税制上のメリットある認定NPO法人を目指す場合には…
- ●初年度から「ある程度のレベルをクリアした会計書類を作成する必要」がある

⑤会計書類-NPOの新会計基準に則った会計処理を行う:

- ●NPO法人の会計処理は、行政が求めるレベルに達していない…その為、
- ●当該問題点を解決するために、平成24年に「NPOの新会計基準」というガイドラインが出来た

⑥その他のデメリット:

- ●法人を解散した時に財産が戻ってこない⇒下記選定団体・法人に財産を譲渡しなければならない
 - ①NPO法人
 - ②国または地方公共団体
 - ③公益社団法人または公益財団法人
 - 4社会福祉法に規定する社会福祉法人
 - ⑤更生保護事業法に規定する公正保護法人

